

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習

## 第 8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「消しましょう その火その時 その場所で」（平成 28 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 29 年 5 月 1 日現在で、897 のクラブ、145,204 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 28 年度は、8 月 3 日から 8 月 5 日の 3 日間実施し、約 1,350 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6-8 表「平成 28 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」）

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 29 年 4 月 1 日現在 25,450 名のクラブ員を擁した 326 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（第 6-8 表「平成 28 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」）

## 3 自主防火体制

### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 29 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 1）」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 82.1%、また、消防計画作成届出率は 75.5%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

平成 29 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

# 4 消防用設備等

## (1) 防火対象物の実態

平成 29 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

## (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成19年1月20日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成20年10月1日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300㎡以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成20年10月1日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成18年1月8日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者7名が死亡、3名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 29 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で 54.9%ととなっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

### (5) 防災規制

#### 防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成 29 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第 8-9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等进行检查する等の立入検査を行っている。

平成 28 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成28年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第8-10表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和55年11月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く



一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(一財)消防試験研究センターが実施しており、平成 28 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は第 8-12 表「平成 28 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 28 年度までの実施状況は、第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から(一財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成 28 年度までに実施した講習の受講者は第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

29.5.1現在

区分		計		区分		計		区分		計	
団体名	クラブ数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数	団体名	組織数	クラブ員数
県計	897	145,204	知多中部 広域事務組合	28	4,537	西春日井 広域事務組合					
			半田市	13	2,228	清須市	-	-			
名古屋市	116	1,632	阿久比町	4	491	北名古屋市	-	-			
豊橋市	52	6,830	東浦町	7	875	豊山町	-	-			
岡崎市	70	18,684	武豊町	4	943						
一宮市	42	7,209	海部東部 消防組合	6	631	設楽町	-	-			
瀬戸市	30	5,778	あま市	5	454	東栄町	-	-			
春日井市	52	1,057	大治町	1	177	豊根村	-	-			
豊川市	26	3,460	尾三 消防組合	34	8,306						
津島市	12	1,099	日進市	13	3,641						
豊田市	104	20,540	東郷町	9	1,923						
西尾市	36	8,067	みよし市	12	2,742						
蒲郡市	7	2,107	丹羽広域 事務組合	6	398						
犬山市	14	2,688	大口町	3	222						
常滑市	6	100	扶桑町	3	176						
江南市	10	1,903	海部南部 消防組合	4	170						
小牧市	25	8,722	弥富市	3	128						
稲沢市	24	801	飛島村	1	42						
新城市	1	327	知多南部 消防組合	12	637						
東海市	18	6,907	南知多町	6	254						
大府市	8	1,079	美浜町	6	383						
知多市	15	4,056	衣浦東部 広域連合	71	19,108						
尾張旭市	9	1,669	碧南市	12	2,893						
岩倉市	5	386	刈谷市	21	3,913						
豊明市	12	174	安城市	29	9,498						
田原市	24	2,835	知立市	7	1,306						
愛西市	6	613	高浜市	2	1,498						
長久手市	1	1,257									
蟹江町	2	100									
幸田町	9	1,337									

第8-2表 婦人防火クラブの状況

29.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	326	25,450	22	丹羽広域事務組合	41	17,371	
名古屋	13	866	△	大口町	-	-	
豊橋	47	594	○	扶桑町	41	17,371	
岡崎	31	556	○	海部南部消防組合	-	-	
一宮	10	385	○	飛島村	-	-	
瀬戸	10	352	○	弥富町	-	-	
春日井	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川	1	43	○	南知多町	-	-	
津島	1	19	○	美浜町	-	-	
豊田	10	272	○	衣浦東部広域連合	49	1,660	
西尾	1	88	○	碧南市	7	1,251	○
蒲郡	1	31	○	刈谷市	23	138	○
犬山	1	348	○	安城市	19	271	○
常滑	1	23	○	知立市	-	-	
江南	-	-		高浜市	-	-	
小牧	59	811	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢	-	-		清須市	-	-	
新城	1	34	○	名古屋	-	-	
東海	-	-		豊山町	-	-	
大府	-	-		設楽町	-	-	
知多	7	154		東栄町	3	81	
尾張旭	1	88	○	豊根村	-	-	
岩倉	1	80					
豊明	31	1,203	○				
田原	1	16					
愛西	-	-					
長久手	1	113	○				
蟹江	-	-					
幸田	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田	-	-					
阿久比	-	-					
東浦	-	-					
武豊	-	-					
海部東部消防組合	2	69					
あま	1	22	○				
大治	1	47					
尾三消防組合	1	165					
日進	-	-					
東郷	1	165	○				
みよし	-	-					

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

29.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任者数 (法第8条 第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
				選任 (法第8条 第2項)	率 (%)	計 (規第1 項)	率 (%)	
1	イ	劇場・映画館	96	94	97.9	93	96.9	
	ロ	公会堂・集会場	3,671	3,188	86.8	3,081	83.9	
2	イ	キャバレー等	52	31	59.6	25	48.1	
	ロ	遊技場	445	420	94.4	410	92.1	
	ハ	風俗営業等	42	38	90.5	38	90.5	
	ニ	カラオケボックス等	250	237	94.8	227	90.8	
3	イ	待合・料理店	64	58	90.6	55	85.9	
	ロ	飲食店	6,607	5,382	81.5	5,066	76.7	
4		百貨店・店舗	6,968	5,585	80.2	5,291	75.9	
5	イ	旅館・ホテル	954	905	94.9	892	93.5	
	ロ	共同住宅	13,258	11,134	84.0	9,816	74.0	
6	イ	(1)	病院・診療所等	299	277	92.6	266	89.0
		(2)		89	86	96.6	86	96.6
		(3)		300	293	97.7	288	96.0
		(4)		851	771	90.6	753	88.5
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	1,573	1,503	95.5	1,472	93.6
		(2)	救護施設	4	4	100.0	4	100.0
		(3)	乳児院	4	4	100.0	4	100.0
		(4)	障害児入所施設	15	14	93.3	14	93.3
		(5)	障害者支援施設	168	157	93.5	152	90.5
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	695	654	94.1	641	92.2
		(2)	更正施設	25	25	100.0	25	100.0
		(3)	助産施設、保育所等	1,436	1,394	97.1	1,384	96.4
		(4)	児童発達支援センター等	69	61	88.4	58	84.1
		(5)	身体障害者福祉センター等	328	311	94.8	303	92.4
	ニ	幼稚園等	518	513	99.0	504	97.3	
7		学校	2,383	2,264	95.0	2,155	90.4	
8		図書館	174	169	97.1	163	93.7	
9	イ	蒸気・熱気浴場	28	24	85.7	23	82.1	
	ロ	公衆浴場	75	73	97.3	65	86.7	
10		停車場	20	17	85.0	17	85.0	
11		神社・寺院	1,609	1,310	81.4	1,202	74.7	
12	イ	工場・作業所	2,840	2,609	91.9	2,282	80.4	
	ロ	映画スタジオ	7	5	71.4	3	42.9	
13	イ	駐車場	17	16	94.1	13	76.5	
	ロ	航空機格納庫	5	5	100.0	4	80.0	
14		倉庫	571	476	83.4	430	75.3	
15		事務所	5,002	4,154	83.0	3,846	76.9	
16	イ	複合用途(特定)	13,649	9,547	69.9	8,391	61.5	
	ロ	複合用途(非特定)	2,430	1,672	68.8	1,450	59.7	
16の2		地下街	25	20	80.0	18	72.0	
17		文化財	45	41	91.1	41	91.1	
計			67,661	55,541	82.1	51,051	75.5	

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

29.3.31現在

区分	項目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況		
			統括防火管理者選任届出数	届出数 %	
1	イ				
	ロ	2	2	100.0	
2	イ	5	4	80.0	
	ロ	1	1	100.0	
	ハ	11	11	100.0	
	ニ	1			
3	イ				
	ロ	109	81	74.3	
4		31	22	71.0	
5	イ	21	18	85.7	
	ロ	66	56	84.8	
6	イ	(1)			
		(2)			
		(3)	3	3	100.0
		(4)	4	3	75.0
	ロ	(1)	8	8	100.0
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)	1	1	100.0
	ハ	(1)	6	3	50.0
		(2)	1	1	100.0
		(3)			
		(4)	1		
		(5)			
ニ					
7		5			
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11		1			
12	イ	1	1	100.0	
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14		5	1	20.0	
15		104	98	94.2	
16	イ	4,615	3,902	84.6	
	ロ	625	543	86.9	
16の2		7	7	100.0	
16の3		1	1	100.0	
合計		5,635	4,767	84.6	















第8-5表 中高層建築物数の状況

29.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	84,841	37,985	18,352	9,769	4,663	3,868	3,011	1,744	1,734	1,189	582	470
名古屋市	37,593	11,448	8,081	5,144	2,964	2,695	2,001	1,333	1,323	832	424	339
豊橋市	3,489	2,044	677	384	134	92	59	22	29	12	5	10
岡崎市	3,751	2,005	860	389	134	88	88	42	39	34	12	11
一宮市	3,491	1,908	757	323	139	90	107	39	51	31	15	15
瀬戸市	1,071	655	151	124	37	22	24	13	9	15	5	4
半田市	1,020	569	213	65	58	30	35	14	11	9	1	6
春日井市	3,464	1,759	736	514	138	87	91	26	28	41	16	13
豊川市	1,182	715	268	96	40	21	18	8	4	3	4	2
津島市	489	277	115	37	18	14	5	3	3	3	4	
碧南市	621	409	122	58	11	8	4	4	1	2		2
刈谷市	1,818	938	471	155	70	56	36	23	9	12	13	8
豊田市	3,944	1,993	934	433	174	124	98	31	42	31	15	13
安城市	1,883	927	445	185	68	63	58	26	25	18	11	3
西尾市	922	617	186	64	27	10	4	3	2	3		1
蒲郡市	878	598	156	47	24	17	14	7	5	3	5	1
犬山市	686	390	150	74	36	9	11	3	8	3		
常滑市	439	273	76	33	14	11	12	9	2	2	1	2
江南市	811	435	158	154	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,600	844	397	135	56	44	35	23	18	21	10	2
稲沢市	1,026	535	245	96	35	26	33	8	13	12	7	3
新城市	200	138	46	8	6	1	1					
東海市	1,316	695	351	109	47	37	24	14	10	7	3	4
大府市	969	572	235	59	21	29	16	6	4	6	1	4
知多市	642	371	126	99	19	9	6	2	4	5		
知立市	877	465	185	141	21	18	19	4	8	2	4	1
尾張旭市	766	440	153	46	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	364	217	94	31	8	6	1	1	1	1		1
岩倉市	640	333	131	101	18	16	10	10	6	3	3	2
豊明市	752	424	145	99	20	23	11	8	4	3	3	2
日進市	804	451	130	67	38	33	32	9	15	4	4	4
田原市	283	187	60	18	11	3	2	1		1		
愛西市	175	118	35	11	2	3	1		2	1		1
清須市	955	579	252	53	24	16	12	3	5	4	2	1
北名古屋市	903	594	173	63	24	11	13	6	5	6	2	1
弥富市	311	199	52	15	20	7	8	1	5	3		
みよし市	459	264	98	37	16	10	17	3		9	2	1
あま市	642	394	141	36	23	16	13	4	5	8		
長久手市	701	405	150	37	32	26	9	7	6	7	1	6
東郷町	251	141	30	45	5	4	17	1	2	3	1	
豊山町	221	132	49	19	3	7	3	3		4		
大口町	210	123	65	14	5	3						
扶桑町	186	134	41	4	3	2		1		1		
大治町	303	201	68	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	379	212	75	28	18	10	12	2	10	2	1	
飛鳥村	103	78	18	5	2							
阿久比町	109	55	23	25	1	1		1	1	1	1	
東浦町	212	122	35	21	10	7	7	1	1	4	1	
南知多町	258	160	48	15	10	5	7	1	6	1		1
美浜町	122	92	20	5	2	2		1				
武豊町	268	160	60	23	14	5	2	2	1			1
幸田町	258	173	59	10	3	3	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

29.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
県計	768	565	17	10	18	15	15	9	7	7	6	7	30
名古屋市	525	381	12	5	15	11	6	6	6	6	4	6	26
豊橋市	12	3	1	1	2			1					1
岡崎市	23	21	1				3						1
一宮市	7	6			1		1	1					
瀬戸市	6	6											
半田市	2	6		1									
春日井市	7	8											
豊川市	2	1											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	15	10	1							1			
豊田市	21	30				2	2	1					
安城市	29	19		1		1	1		1		1	1	
西尾市	1	3					1						
蒲郡市						1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	11	4											
小牧市	10	3	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	9	5	1										
大府市	7	9											
知多市		1											
知立市	5	4											
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	2		1									
豊明市	4	6											
日進市	9	6					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5												
弥富市	1												
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	4	11											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	2											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	3												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	1											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

29.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査				
	総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 平成28年度中	検査済 平成28年度中		
					地下1階	地下2階	地下3階以上							
1	イ	156	150	6	156	19	1			63	137	17	16	
	ロ	3,678	3,636	40	3,676	95	4	1	2	900	1,895	101	74	
2	イ	78	77	1	78	2				28	31	1	1	
	ロ	576	533	35	568	23	3		8	207	488	24	19	
	ハ	63	41	22	63	12	1			43	54	1		
	ニ	256	233	23	256	16	1			127	231	16	12	
3	イ	84	82	2	84	11				42	60	2	2	
	ロ	5,915	5,753	138	5,891	129	5		24	2,229	2,232	187	151	
4		10,325	10,178	120	10,298	156	11	3	27	3,613	5,678	459	362	
5	イ	1,362	895	467	1,362	186	25	4		588	1,149	79	67	
	ロ	76,398	58,812	17,584	76,396	1,965	117	9	2	8,139	40,766	1,222	1,019	
6	イ	(1)	578	498	80	578	67	1			125	474	46	32
		(2)	123	97	26	123	8				49	115	9	8
		(3)	434	298	136	434	84	12	1		161	437	71	58
		(4)	2,341	2,311	30	2,341	41	3			662	1,286	77	65
	ロ	(1)	1,703	1,551	152	1,703	65	1	1		1,085	1,750	294	252
		(2)	7	7		7					1	11		
		(3)	5	5		5					2	9	2	1
		(4)	16	16		16	1				3	20	3	3
		(5)	250	243	7	250	11				167	286	64	58
	ハ	(1)	1,143	1,102	41	1,143	25				554	756	68	64
		(2)	6	6		6					6	9		
		(3)	1,875	1,870	5	1,875	27				571	1,387	128	102
		(4)	169	166	3	169	2				69	77	20	15
		(5)	635	624	11	635	11	1			323	492	63	56
	ニ	790	790		790	40				279	728	36	20	
	7		7,502	6,976	526	7,502	427	31	5		1,090	5,490	464	325
	8		316	309	7	316	45	9			113	192	14	10
9	イ	41	41		41	5				24	34	3	2	
	ロ	121	121		121	3				23	45	1	1	
10		231	218		218	12	53	17	13	63	170	43	40	
11		3,631	3,611	20	3,631	183	8	3		504	1,021	30	26	
12	イ	37,837	37,493	340	37,833	221	6	2	4	4,533	20,268	1,092	768	
	ロ	73	70	3	73	4	2			4	12	2	2	
13	イ	2,506	2,397	78	2,475	57	16	3	31	273	1,454	65	55	
	ロ	34	34		34						8			
14		21,251	21,010	238	21,248	117	5		3	3,054	9,264	316	243	
15		23,229	21,137	2,081	23,218	1,566	231	77	11	3,369	8,822	784	576	
16	イ	21,066	16,940	4,125	21,065	1,576	204	79	1	8,737	15,624	1,369	1,150	
	ロ	10,623	8,467	2,154	10,621	439	28	6	2	2,332	4,158	198	155	
16の2		9							9	145	8	5	5	
16の3		1							1		1			
17		229	226	3	229	5	1			77	62	3	3	
18		24	24		24					15	16			
19														
20														
合計		237,690	209,048	28,504	237,552	7,656	780	211	138	44,392	127,207	7,379	5,818	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	152	149		2			1	7	7					
	ロ	1,873	1,720	15	148			5	16	16					
2	イ	27	26	4				1	1	1					
	ロ	503	497	8	2			4	2	2					
	ハ	56	55	2	1										
	ニ	254	249	5	3			2							
3	イ	55	53	1	1			1	1	1					
	ロ	2,152	2,022	67	71			59	4	4					
4		5,472	5,287	128	76			109	34	33		1			
5	イ	1,186	1,160	60	6			20	20	20					
	ロ	37,923	25,548	117	12,179	166		30	10	9		1			
6	イ	(1)	429	426	5				3	23	22		1		
		(2)	80	80											
		(3)	452	451	5	1				45	45				
		(4)	1,263	1,218	17	37			8	1	1				
	ロ	(1)	1,736	1,728	15				8	3	3				
		(2)	7	7											
		(3)	7	7											
		(4)	17	17											
		(5)	289	287	2				2						
	ハ	(1)	728	721	3	3			4	3	3				
		(2)	7	7						1	1				
		(3)	1,515	1,511	20	2			2	1	1				
		(4)	80	79					1						
		(5)	541	519	3	15			7	3	3				
	ニ	754	727	4	25			2							
	7		6,247	6,232	37	4	8		3	7	7				
8		214	213	1				1	1	1					
9	イ	33	33	3					1	1					
	ロ	23	23												
10		198	197			1			2	2					
11		434	404	11	3	15		12	1	1					
12	イ	19,241	16,793	593	448	1,013		987	2	2					
	ロ	12	12												
13	イ	1,304	1,171	1	122	2		9							
	ロ	35	29		3	1		2							
14		8,876	8,074	174	334	218		250	2	2					
15		8,219	7,900	60	237	50		32	28	28					
16	イ	12,763	9,965	322	2,410			388	175	173	1	2			
	ロ	2,931	2,672	94	190	12		57	2	2					
16の2		9	9	1					5	5					
16の3		1	1						1	1					
17		218	177	6	27			14							
18															
19															
20															
合計		118,316	98,456	1,784	16,350	1,486		2,024	402	397	1	5			

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	45	41		4			2	82	79		2		1		
	ロ	53	51		2			2	341	331	4	6		4		
2	イ	1	1						5	4				1		
	ロ	57	54	3	2			1	4	123	117		2	4		
	ハ									1	1					
3	イ								9	9						
	ロ	6	6	1					70	48	2	4		18		
4		510	502	9	1			7	8	656	568	9	13		75	
5	イ	91	83		6			2	8	415	401	8	2		12	
	ロ	1,683	329	2	1,353			1	1	8,977	1,589	3	7,339	19	30	
6	イ	(1)	118	116	1	2			4	93	89	1	3		1	
		(2)	23	23					1	15	14		1			
		(3)	188	185	2	3			1	139	138	1			1	
		(4)	8	8					2	61	55		3		3	
	ロ	(1)	1,637	1,619	11	6			12	15	68	64	1	4		
		(2)	6	6						4	3	3				
		(3)	4	4							44	44				
		(4)	14	14							3	3				
		(5)	230	229	1				1	1	8	8				
	ハ	(1)	46	46							64	62	1	1		1
		(2)	2	2							2	2				
		(3)	1	1							93	88		4		1
		(4)									53	51		2		
		(5)	8	7	1	1					24	22		1		1
	ニ	8	8							95	89		4		2	
7		31	31							4,274	4,234	8	31	5	4	
8		2	2							96	90		4	1	1	
9	イ	1	1							11	11	1				
	ロ									23	20		2		1	
10		79	79							130	124		6			
11		6	6							158	109	1	16	15	18	
12	イ	47	45		2			1		7,175	5,454	104	251	506	964	
	ロ	2	2							6	6					
13	イ	9	9							15	14		1			
	ロ									5	5					
14		66	59		7			5		2,858	2,341	41	212	73	232	
	ラック	31	27		4			1								
15		145	144		1					2,811	2,527	11	233	14	37	
16	イ	1,075	1,047	36	24			4	15	1,272	1,117	30	105		50	
	ロ	47	37	6	10				3	588	489	22	55	2	42	
16の2		8	8							11	11					
16の3		1	1													
17										7	7	1				
18																
19																
20																
合計		6,260	4,808	73	1,424			28	77	30,891	20,441	249	8,307	635	1,508	



第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	
				32条 適用	違反				32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	2	2			22	22					
	ロ	20	20			71	71	1				
2	イ	1	1			2	2					
	ロ	9	9			104	104	5				
	ハ	1	1			1	1					
3	イ	10	10			7	7					
	ロ	177	175		1	15	15					
4		22	21			566	562	1	3		1	
5	イ	57	56	1		205	202	2	1		2	
	ロ	645	617			2,000	1,991	3	7		2	
6	イ	(1)	11	11			57	57				
		(2)										
		(3)	8	8			103	102		1		
		(4)	21	21			11	11				
	ロ	(1)	17	17			53	53	1			
		(2)										
		(3)										
		(4)										
		(5)	2	2			6	6				
	ハ	(1)	4	4			9	9				
		(2)										
		(3)	34	34								
		(4)	4	4								
		(5)	1	1								
ニ	14	14			1	1						
7		20	20			124	123		1			
8		3	3			26	26					
9	イ	8	8			5	5					
	ロ	46	46			4	4					
10						13	11		2			
11		51	48		3	29	28				1	
12	イ	108	105			3	1,180	1,125	7	23	6	26
	ロ						50	50				
13	イ						1,914	1,892	2	12	3	7
	ロ						27	23			4	
14		15	14		1	142	139	2	2		1	
15		46	46			1,626	1,596	4	26	2	2	
16	イ	121	120	1		1	1,346	1,339	18	6		1
	ロ	23	22			1	370	366	9			4
16の2						6	6					
16の3												
17		5	5			2	2					
18												
19												
20												
合計		1,506	1,465	2	5	36	10,111	9,965	55	84	15	47

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備						屋外消火栓設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用			
1	イ	117	111		6		7	7					
	ロ	2,784	2,324	11	441	19	6	5		1			
2	イ	47	29		13	5							
	ロ	350	348		2		2	2					
	ハ	17	5		12								
3	イ	7	7										
	ロ	3,747	3,661	30	5	81	1	1					
4		3,142	3,076	13	21	45	37	35				2	
5	イ	358	356	7		2	3	3					
	ロ	9,734	6,124	18	3,545	65	28	17		10		1	
6	イ	(1)	229	221		3	5	11	9		2		
		(2)	54	54									
		(3)	223	223				11	11				
		(4)	512	508		1	3	12	12				
	ロ	(1)	249	249				1	1				
		(2)	4	4									
		(3)	2	2									
		(4)	5	5									
		(5)	26	26									
	ハ	(1)	191	191	1								
		(2)	3	3									
		(3)	217	212		3	2	1	1				
		(4)	14	14									
		(5)	95	92			3						
	ニ		272	269		2	1	1	1				
7		3,427	3,414	7	7	6	79	51		11		17	
8		136	134			2	5	5					
9	イ	27	27	1									
	ロ	48	34		12	2	1	1					
10		57	57				7	2				5	
11		1,272	1,133	11	82	57	39	38		1			
12	イ	543	523	2	3	17	2,036	1,942	27	20	17	57	
	ロ	4	4				9	7				2	
13	イ	44	43			1	7	7					
	ロ	1	1										
14		169	167	1		2	922	891	10	12	4	15	
15		2,991	2,921	14	52	18	257	235		17		5	
16	イ	4,673	4,534	48	54	85	29	24		4		1	
	ロ	1,022	964	7	31	27	64	63				1	
16の2		18	18										
16の3		1	1										
17		20	20				4	4					
18													
19													
20													
合計		36,909	32,166	173	4,295	448	3,580	3,375	37	78	21	106	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯						非常コンセント設備						
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	
				32条 適用						32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	148	142	1	5	1	1	1					
	ロ	3,425	3,112	18	305	8	1	1					
2	イ	64	62	6		2							
	ロ	578	568	6	6	4	1	1					
	ハ	70	70	5									
	ニ	253	252	5		1	2	2					
3	イ	72	70	1		2							
	ロ	6,968	6,842	118	66	60	2	2					
4		9,895	9,730	119	64	101	6	6					
5	イ	1,280	1,278	31	2		111	111					
	ロ	6,210	4,521	12	1,598	91	3,189	3,188	6	1			
6	イ	(1)	649	643	8	4	2	7	7				
		(2)	98	98				2	2				
		(3)	444	443	5	1		6	6				
		(4)	2,370	2,361	17	2	7	1	1				
	ロ	(1)	1,746	1,734	3	7	5	5	5				
		(2)	7	7									
		(3)	7	7									
		(4)	19	19									
		(5)	297	292	3	1	4						
	ハ	(1)	1,193	1,165	4	17	11	2	2				
		(2)	11	11									
		(3)	1,538	1,509	4	24	5						
		(4)	197	184	1	4	9						
		(5)	853	808	3	28	17						
	ニ	744	735	4	8	1							
	7		1,540	1,509	42	23	8	22	22				
	8		162	161	1		1	1	1				
9	イ	43	43	3									
	ロ	62	61		1								
10		144	141		3		7	7					
11		372	348	5	18	6							
12	イ	4,689	4,122	71	167	400	2	2					
	ロ	10	10										
13	イ	576	550	2	20	6	2	2					
	ロ	391	388	4		3							
14		3,182	2,724	36	262	196							
15		7,459	7,076	35	294	89	98	98					
16	イ	15,196	14,876	284	138	182	215	215					
	ロ	2,064	1,971	48	47	46	76	76					
16の2		9	9				6	5	1				
16の3		1	1										
17		8	7		1		1	1					
18													
19													
20													
合計		75,044	70,660	905	3,116	1,268	3,766	3,764	6	2			

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	26	23		3		10	10				
	ロ	587	527	1	52	8	19	18		1		
2	イ	19	17	1		2						
	ロ	139	136		1	2	17	17	1			
	ハ	41	41	3								
3	ニ	124	124									
	イ	31	30	1		1						
4	ロ	1,294	1,221	31	5	68						
	合計	459	438	9	6	15	276	253	1	18		5
5	イ	523	506	15	8	9						
	ロ	21,930	21,441	71	460	29						
6	イ	(1)	161	160		1						
		(2)	46	45		1						
		(3)	193	190	1	3						
		(4)	236	234		1	1					
	ロ	(1)	439	433	1	5	1					
		(2)	1	1								
		(3)	2			2						
		(4)	5	5								
		(5)	65	65								
	ハ	(1)	143	141		2						
		(2)	1	1								
		(3)	462	434		25	3					
		(4)	21	20		1						
		(5)	116	113	1	3						
	ニ	310	293	3	11	6						
7	2,795	2,779	10	6	10							
8	31	29		1	1							
9	イ	5	5									
	ロ	4	4									
10	1	1				67	61		6			
11	146	144		1	1							
12	イ	417	406	2	1	10						
	ロ	5	5									
13	イ	2	2				30	26		3	1	
	ロ	2	2									
14	160	158			2							
15	2,233	2,212	10	3	18							
16	イ	4,407	4,296	73	36	75	230	220	1	7	3	
	ロ	1,461	1,433	24	7	21	15	14		1		
16の2						7	5		2			
16の3												
17	4	3		1								
18												
19												
20												
合計	39,047	38,118	257	646	283	671	624	3	38		9	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	2	1		1		6	6					
	ロ	2	1		1		20	20					
2	イ												
	ロ						28	28	1				
	ハ						4	4					
3	イ						1	1					
	ロ						28	28					
4		10	4		6		60	60	1				
5	イ	6	3		3		284	284	5				
	ロ	130	58		72		10,227	10,224	36	3			
6	イ	(1)	4	1		3		158	158	1			
		(2)						4	4				
		(3)	4	2		2		93	93				
		(4)						8	8				
	ロ	(1)						63	63				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						17	17				
		(2)											
		(3)	2	2				2	2				
		(4)											
		(5)	2	1		1							
	ニ												
7		51	33		17	1	309	309					
8		13	13				4	4					
9	イ	1			1								
	ロ												
10		26	4		19	3	14	14					
11		5	2		3		9	9					
12	イ	18	17		1		143	136	1	4	1	2	
	ロ	1	1				3	3					
13	イ	3	2		1		105	105					
	ロ						6	6					
14		4	3		1		108	107				1	
15		196	134		58	2	2	1,130	1,125	11	4	1	
16	イ	50	32	1	17	1	1,467	1,465	37	1	1	1	
	ロ	16	12		3	1	761	759	20			2	
16の2							7	6		1			
16の3													
17													
18							20	18		2			
19													
20													
合計		546	326	1	210	3	7	15,099	15,076	113	15	1	7

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				8	8					
	ロ						3	3					
2	イ												
	ロ						3	3					
	ハ ニ												
3	イ												
	ロ												
4		8	8				77	77					
5	イ	4	3			1	7	6		1			
	ロ	57	1		56		101	101					
6	イ	(1)					15	15					
		(2)					1	1					
		(3)					47	46		1			
		(4)					1	1					
	ロ	(1)						4	4				
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
	ニ												
7		7	7				67	55		12			
8							1	1					
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11		4	3		1		4	4					
12	イ	903	895	3		8	934	922	11	5	3	4	
	ロ												
13	イ	2	2				38	38					
	ロ						1	1					
14		182	178	4		1	187	182		3	2		
15		172	169				227	219		8			
16	イ	7	5		2		115	114				1	
	ロ	14	13			1	32	32					
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,365	1,289	7	59	1	1,876	1,836	11	30	5	5	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	非常電源							
	設置済				既存 不適格	違反		
	専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのう ちいずれかの 設置義務の あるもの	B、C、Dのうち いずれかの 設置義務の あるもの	
1	イ	3	92	5				
	ロ	25	311	23	1		4	
2	イ	1	1					
	ロ	12	171	5		1	3	
	ハ					1	1	
	ニ	2	3	1		2		
3	イ	5	4					
	ロ	30	39	12		7	3	
4		104	945	34		34	27	
5	イ	38	464	44			8	
	ロ	3,720	278	92	1	14	11	
6	イ	(1)	21	183	25			2
		(2)	1	24	2			1
		(3)	17	256	20			2
		(4)	11	43	3		1	1
	ロ	(1)	105	730	14		10	3
		(2)		2				
		(3)	1	2				
		(4)	3	9	1			1
		(5)	22	64			3	1
	ハ	(1)	24	77	10			
		(2)		2				
		(3)	34	24	1			1
		(4)		3				
		(5)	2	20			1	1
	ニ	17	60	2			2	
	7		3,092	246	20	1	38	6
8		47	33	6				
9	イ	1	10					
	ロ	8	1			1		
10		130	10	3				
11		58	22	2		1	1	
12	イ	4,509	417	127		261	45	
	ロ	2	7	1		1		
13	イ	205	87	212		4	4	
	ロ	7	8	8				
14		1,936	120	14		85	7	
15		1,584	958	409	1	22	3	
16	イ	379	1,785	225			15	
	ロ	472	100	54		29	4	
16の2		6	6	2				
16の3								
17		4	3	2				
18								
19								
20								
合計		16,638	7,620	1,379	4	426	157	

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

29.3.31現在

防火対象物の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物							
	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	要点検対象物			報告済対象物				
											1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等		
1	イ	155	51	1	104	4	126	31	1	95		104	4	1	92		1	
	ロ	3,988	3,485	62	503	23	2,423	1,997	51	426	20	503	23	62	422	20	51	
2	イ	62	61	5	1		11	11	2			1		5			2	
	ロ	584	298	7	286	9	376	150	4	226	6	286	9	7	223	6	4	
	ハ	72	71	33	1	1	39	39	22			1	1	33			22	
	ニ	253	215	24	38	2	157	123	20	34	2	38	2	24	34	2	20	
3	イ	83	73	6	10	3	31	26	4	5	3	10	3	6	5	3	4	
	ロ	7,271	7,157	300	114	13	2,954	2,869	146	85	7	114	13	300	85	7	146	
4		10,764	8,705	165	2,059	90	5,603	4,018	88	1,585	63	2,059	90	165	1,574	63	88	
5	イ	1,306	671	141	635	82	843	363	89	480	67	635	82	141	480	67	89	
	ロ	75,093	52,747		22,346		45,850	28,086		17,764		22,277			17,597			
6	イ	(1)	699	465	9	234	16	389	202	8	187	15	234	16	9	181	15	8
		(2)	102	47		55	7	78	40		38	3	55	7		38	3	
		(3)	506	180	11	326	23	435	158	11	277	23	326	23	11	266	23	11
		(4)	2,384	2,211	60	173	18	1,331	1,205	46	126	15	173	18	60	123	15	46
	ロ	(1)	1,768	983	41	785	21	1,414	745	29	669	19	785	21	41	662	19	29
		(2)	7	2		5		5	1		4		5			4		
		(3)	11	10		1		4	3		1		1			1		
		(4)	18	9		9		15	7		8		9			8		
		(5)	295	224	15	71	2	242	178	12	64	2	71	2	15	60	2	12
	ハ	(1)	1,240	1,053	20	187	2	817	669	9	148	2	187	2	20	144	2	9
		(2)	6	3		3		3	1		2		3			2		
		(3)	1,819	1,367	12	452	5	1,561	1,156	7	405	5	452	5	12	397	5	7
		(4)	222	217	6	5	1	101	96	4	5	1	5	1	6	5	1	4
		(5)	930	871	46	59	3	610	559	13	51	3	59	3	46	51	3	13
	ニ	796	465	12	331	16	651	363	11	288	12	331	16	12	286	12	11	
	7		7,195	2,704		4,491		6,047	2,013		4,034		4,372			3,889		
8		306	169		137		250	127		123		132			116			
9	イ	44	23		21		29	11		18		21			18			
	ロ	129	112		17		72	58		14		17			14			
10		247	118		129		224	99		125		129			123			
11		3,223	2,910		313		1,297	1,094		203		310			202			
12	イ	37,013	26,335		10,678		16,286	9,097		7,189		10,434			6,934			
	ロ	17	10		7		10	4		6		7			6			
13	イ	2,738	1,775		963		1,864	1,124		740		962			732			
	ロ	35	8		27		18	6		12		27			11			
14		21,138	16,714		4,424		9,917	6,875		3,042		4,373			2,970			
15		21,239	15,241		5,998		12,983	8,203		4,780		5,930			4,698			
16	イ	18,894	14,562	403	4,332	163	9,046	5,725	275	3,321	133	4,332	163	403	3,315	133	275	
	ロ	8,545	6,507		2,038		2,812	1,220		1,592		2,027			1,573			
16の2		9	3		6		9	3		6		6			6			
16の3		1			1		1			1		1			1			
17		220	206		14		173	160		13		14			13			
18		21	13		8		12	5		7		8			7			
19																		
20																		
特定防火対象物計		51,297	41,044	1,308	10,253	456	27,460	19,346	795	8,114	360	10,253	456	1,308	8,056	360	795	
非特定防火対象物計		177,159	125,569		51,590		97,815	58,171		39,644		51,019			38,885			
合計		231,448	169,051	1,379	62,397	504	127,119	78,920	852	48,199	401	61,826	504	1,379	47,368	401	852	

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。



第8-9表 防災物品使用状況

29.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等					じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明		
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品				
1	イ	152	114	37	1	92	2	55	3	21	1	118	12		
	ロ	3,625	2,291	197	823	314	1,213	136	1,870	406	125	23	3,024	453	
2	イ	84	43	12	23	6	34	8	35	7	12		63	9	
	ロ	561	254	34	240	33	190	24	304	43	27	1	491	42	
	ハ	55	37	1	14	3	31	2	19	3	1		52	2	
	ニ	245	106	11	109	19	71	7	147	20	4	1	215	25	
3	イ	80	41	4	28	7	33	4	36	7			74	6	
	ロ	5,976	2,535	385	2,322	734	1,082	243	3,854	797	168	35	4,960	813	
4		10,099	3,720	339	4,810	1,230	1,700	357	6,708	1,334	346	58	8,072	1,623	
5	イ	1,300	1,002	129	113	56	876	142	206	76	47	47	1,097	109	
6	イ	(1)	652	390	31	169	62	222	19	343	68	24	8	537	83
		(2)	86	69	4	1	12	35	2	35	14	2		71	13
		(3)	455	395	12	21	27	297	5	120	33	34	1	391	29
		(4)	2,303	1,565	108	297	333	761	73	1,135	334	52	10	1,889	352
	ロ	(1)	1,678	1,353	65	122	138	745	34	723	176	116	2	1,350	210
		(2)	5	5				1		1	3			2	3
		(3)	5	3	1	1		3		2				5	
		(4)	18	12	1	2	3	7	1	6	4	3		11	4
		(5)	265	177	19	29	40	90	18	106	51	27	1	176	61
	ハ	(1)	1,115	775	88	112	140	437	48	440	190	60	6	822	227
		(2)	31	4		1	26	4		1	26	3		2	26
		(3)	1,689	1,282	119	186	102	750	82	693	164	113	30	1,381	165
		(4)	163	83	10	32	38	58	11	54	40	9	1	115	38
		(5)	777	508	60	144	65	260	47	388	82	47		640	90
	ニ		783	616	34	102	31	387	22	334	40	48	14	632	89
	9	イ	38	27	2	6	3	21	1	13	3			34	4
	12	ロ	116	7		1	108	4		3	109	4		4	108
	16	イ	18,693	7,342	1,072	8,127	2,152	4,529	870	10,935	2,359	687	55	15,527	2,424
		ロ	350	36	20	221	73	23	14	242	71	6	1	305	38
	16の2		9	8		1		7		2		6		3	
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		2,405	916	133	643	713	813	155	761	676	120	6	1,739	540	
合計		53,942	25,717	2,892	18,864	6,469	14,776	2,327	29,572	7,139	2,112	301	43,803	7,598	

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成28年4月1日～平成29年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	14,003	2,542	16,545					16,545
増築	1,048	536	1,584					1,584
改築	13	6	19					19
移転	2	1	3					3
修繕	3	2	5					5
模様替	2	1	3					3
用途変更	45	118	163					163
その他	250	20	270					270
合計	15,366	3,226	18,592					18,592

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

29.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数			
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当		
		複数 権原		複数 権原										
1	イ	82		1		34	1	35		37	1	14		
	ロ	1,111	13	17		657	9	223	5	690	9	62	5	
2	イ			6	3									
	ロ	283	5	4		206	1	24		224	2	12		
	ハ			25	6			16			25			
3	ニ	30	2	31		21	18			21	21			
	イ	4		3				2	1			2		
4	ロ	44	18	278	22	20	114		3	45	127	4	3	
	合計	925	69	168	3	553	65	139	3	675	76	78	2	
5	イ	130	13	178	1	73	81	27	19	110	60	26	17	
6	イ	(1)	75	2	13		46	9	18	2	52	9	9	2
		(2)	9		4		1		2	3	1			1
		(3)	97	4	25		53	13	24	6	59	13	16	6
		(4)	6		41	3	3	22	2	5	3	24	2	6
	ロ	(1)	16		58	1	10	38	2	2	10	42		4
		(2)												
		(3)												
		(4)	1		1									
		(5)	1		12			6		1	1	6		
	ハ	(1)	35		12		18	6	11		21	6	1	
		(2)												
		(3)	34	1	15		23	7	4	3	24	8	3	2
		(4)			3			2				2		
		(5)	7		20		4	11	2	5	4	11	1	5
	ニ	114		16		70	10	23	3	73	11	17	3	
9	イ	18	1			12				17				
16	イ	1,533	734	474	279	705	181	184	23	5,978	900	1,366	24	
16の2		4	4					1		115		444		
合計		4,559	866	1,405	318	2,509	610	723	84	8,160	1,353	2,057	80	

第8-12表 平成28年度消防設備士試験実施状況

29.3.31現在

消防設備士 試験の区分		試験 申請者数 (ア)	試験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	42	36	2	5.6	-	-	2	5.6
	第1類	755	557	263	47.2	134	51.0	134	24.1
	第2類	180	141	92	65.2	44	47.8	44	31.2
	第3類	151	118	86	72.9	55	64.0	55	46.6
	第4類	1,019	806	428	53.1	245	57.2	245	30.4
	第5類	151	108	62	57.4	31	50.0	31	28.7
	小計	2,298	1,766	933	52.8	509	54.6	511	28.9
乙 種	第1類	156	126	77	61.1	47	61.0	47	37.3
	第2類	41	33	23	69.7	17	73.9	17	51.5
	第3類	47	39	27	69.2	14	51.9	14	35.9
	第4類	537	424	252	59.4	126	50.0	126	29.7
	第5類	57	44	27	61.4	18	66.7	18	40.9
	第6類	1,177	940	544	57.9	416	76.5	416	44.3
	第7類	223	184	113	61.4	37	※ 88.1	108	58.7
	小計	2,238	1,790	1,063	59.4	675	63.5	746	41.7
合計		4,536	3,556	1,996	56.1	1,184	59.3	1,257	35.3

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成28年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41 5 23	申請者数	155,474	81,065	480	26,658	5,618	5,721	38,769	3,819
	受験者数	135,267	69,498	427	22,401	4,863	4,853	33,597	3,357
	合格者数	53,765	25,270	72	6,864	2,219	1,828	12,953	1,334
	合格率	39.7	36.4	16.9	30.6	45.6	37.7	38.6	39.7
	免状交付数	53,398	25,118	66	6,833	2,211	1,821	12,866	1,321
24	申請者数	4,233	1,935	63	526	140	144	891	171
	受験者数	3,467	1,525	55	398	124	117	689	142
	合格者数	1,147	343	7	70	35	20	178	33
	合格率	33.1	22.5	12.7	17.6	28.2	17.1	25.8	23.2
	免状交付数	1,100	338	7	68	35	19	176	33
25	申請者数	4,315	2,138	59	601	149	186	955	188
	受験者数	3,496	1,677	54	455	118	146	757	147
	合格者数	1,179	534	14	97	49	61	271	42
	合格率	33.7	31.8	25.9	21.3	41.5	41.8	35.8	28.6
	免状交付数	1,131	514	13	93	46	60	261	41
26	申請者数	4,080	2,025	63	591	139	202	878	152
	受験者数	3,330	1,629	59	456	116	163	720	115
	合格者数	1,240	488	9	110	35	46	252	36
	合格率	37.2	30.0	15.3	24.1	30.2	28.2	35.0	31.3
	免状交付数	1,224	479	9	107	34	47	248	34
27	申請者数	4,253	2,175	54	660	153	160	993	155
	受験者数	3,428	1,709	48	477	129	128	798	129
	合格者数	1,094	424	7	115	32	37	188	45
	合格率	31.9	24.8	14.6	24.1	24.8	28.9	23.6	34.9
	免状交付数	1,060	411	7	109	31	35	184	45
28	申請者数	4,536	2,298	42	755	180	151	1,019	151
	受験者数	3,556	1,766	36	557	141	118	806	108
	合格者数	1,257	511	2	134	44	55	245	31
	合格率	35.3	28.9	5.6	24.1	31.2	46.6	30.4	28.7
	免状交付数	1,209	494	2	133	44	54	231	30
累計	申請者数	176,891	91,636	761	29,791	6,379	6,564	43,505	4,636
	受験者数	152,544	77,804	679	24,744	5,491	5,525	37,367	3,998
	合格者数	59,682	27,570	111	7,390	2,414	2,047	14,087	1,521
	合格率	39.1	35.4	16.3	29.9	44.0	37.0	37.7	38.0
	免状交付数	59,122	27,354	104	7,343	2,401	2,036	13,966	1,504

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成28年度)

年度	区分 種別	乙 種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
41 5 23	申請者数	74,409	6,991	1,911	2,381	12,178	2,038	32,323	16,587	
	受験者数	65,769	6,215	1,716	2,140	10,427	1,828	28,727	14,716	
	合格者数	28,495	1,960	585	637	3,684	826	11,748	9,055	
	合格率	43.3	31.5	34.1	29.8	35.3	45.2	40.9	61.5	
	免状交付数	28,280	1,950	579	633	3,624	819	11,673	9,002	
24	申請者数	2,298	149	38	50	466	73	1,264	258	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H24.8.26 H24.12.23
	受験者数	1,942	131	32	43	377	61	1,075	223	
	合格者数	804	35	16	15	151	20	416	151	
	合格率	41.4	26.7	50.0	34.9	40.1	32.8	38.7	67.7	
	免状交付数	762	35	16	15	140	19	397	140	
25	申請者数	2,177	141	44	48	416	68	1,226	234	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H25.8.18 H25.12.22
	受験者数	1,819	118	42	44	334	60	1,022	199	
	合格者数	645	31	14	19	120	26	318	117	
	合格率	35.5	26.3	33.3	43.2	35.9	43.3	31.1	58.8	
	免状交付数	617	29	13	19	108	27	315	106	
26	申請者数	2,055	124	34	47	420	59	1,171	200	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H26.8.17 H26.11.30
	受験者数	1,701	106	31	41	337	53	962	171	
	合格者数	752	27	13	7	158	21	418	108	
	合格率	44.2	25.5	41.9	17.1	46.9	39.6	43.5	63.2	
	免状交付数	745	26	14	7	157	19	411	111	
27	申請者数	2,078	122	21	50	541	58	1,060	226	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H27.8.9 H27.12.13
	受験者数	1,719	97	20	43	435	48	877	199	
	合格者数	670	34	5	13	95	26	373	124	
	合格率	39.0	35.1	25.0	30.2	21.8	54.2	42.5	62.3	
	免状交付数	649	33	5	12	87	27	367	118	
28	申請者数	2,238	156	41	47	537	57	1,177	223	(一財) 消防試験 研究センター に委任  H28.8.28 H28.12.4
	受験者数	1,790	126	33	39	424	44	940	184	
	合格者数	746	47	17	14	126	18	416	108	
	合格率	41.7	37.3	51.5	35.9	29.7	40.9	44.3	58.7	
	免状交付数	715	46	17	12	118	18	401	103	
累計	申請者数	85,255	7,683	2,089	2,623	14,558	2,353	38,221	17,728	
	受験者数	74,740	6,793	1,874	2,350	12,334	2,094	33,603	15,692	
	合格者数	32,112	2,134	650	705	4,334	937	13,689	9,663	
	合格率	43.0	31.4	34.7	30.0	35.1	44.7	40.7	61.6	
	免状交付数	31,768	2,119	644	698	4,234	929	13,564	9,580	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～28年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9 5 18	受講申請者数		9,995	15,042	9,679	34,716
	受講者数		9,781	14,739	9,544	34,064
	欠席者数		214	303	135	652
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
累 計	受講申請者数	289	19,329	29,841	20,687	70,146
	受講者数	281	18,944	29,267	20,417	68,909
	欠席者数	8	385	574	270	1,237

